

三田市クールチョイス推進事業委託業務 仕様書（案）

1. 業務の名称 三田市クールチョイス推進事業委託

2. 業務の目的

環境省の「令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）」を活用し、補助金の目的である2050年カーボンニュートラルの実現をめざすため、第3次三田市環境基本計画の重点プロジェクトにも位置付けられている「クールチョイス（地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動）」における取組内容を、市民や事業者へ啓発し、地球温暖化対策にかかる取組を強化するもの。

3. 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

4. 委託の概要

本業務委託する場合は、単に支援・助言業務など専門的立場からのコンサルティング業務にとどまらず、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、以下のクールチョイス推進事業について、主体的・積極的に業務を行うものとする。

【業務メニュー】

- (1) 三田市クールチョイスネットワーク会議との連携事業
- (2) 小学校出前講座開催業務
- (3) 広報啓発活動業務
- (4) 効果検証業務

5. 委託内容

委託内容については、企画提案書に基づく。例示として概ね以下の内容を想定する。

(1) 三田市クールチョイスネットワーク会議（以下ネットワーク会議）との連携事業

ネットワーク会議メンバーと三田市が、共同で「クールチョイス賛同宣言」をする。宣言式及び、イベント等を開催し、クールチョイスの啓発を行う。また、ネットワーク会議メンバーなどを対象としたセミナーを実施する。

【受託者の業務内容（案）】

- ・ 「クールチョイス共同賛同宣言式」の開催支援（12月予定）
- ・ クールチョイスの啓発イベントの企画
- ・ ネットワーク会議メンバーなどを対象としたセミナーの企画及び運営支援（1回）
- ・ 上記セミナー内容の動画作成（クールチョイスネットワーク会議参加企業の自社研修用として活用することを想定。MP4または同等の汎用性の高い形式で作成（Windows10の標準環境で特別なソフトウェアをインストールしなくても再生できること。））

【クールチョイスネットワーク会議とは】

市と市内企業、市民と連携・協働しながら、クールチョイスを推進することを目的として設置。市内のクールチョイス賛同企業に呼びかけ、市内7社の企業また市民1名が参加し、意見交換・情報交換等を実施している。

(2) 小学校出前講座開催業務

小学3年生を対象とした出前講座を開催する（4校程度、1校につき2時間を想定）。
体験や子供同士の意見交換などを盛り込んだ児童の興味を引く講座内容とすること。

【受託者の業務内容（案）】

- ・ 出前講座の企画、運営支援
- ・ 教員の指導用の参考として活用することができる動画の作成（MP4または同等の汎用性の高い形式で作成すること）

(3) 広報啓発活動業務

本市と協働・連携しながら、スケジュール調整しながら、広報活動を行う。

【受託者の業務内容（案）】

- ・ 小学生向け、中学生向け、企業・一般向けのガイドブックや啓発チラシ等の作成
（作成部数）
小学生向け：7,000部 全小学校21校（特別支援学校1校含む）に配布すること
中学生向け：3,000部 全中学校9校（特別支援学校1校含む）に配布すること
企業・一般向け：5,000部
- ・ ポスターの作成（A3カラー・各100部×2種類）
小学生・中学生の作品を1種類ずつポスターにする。（市が開催するポスターコンクールにて、優秀作品となったもの）
- ・ 広報紙、HP等の掲載内容検討
- ・ 懸垂幕の作成（2枚、サイズW900mm×H10,000mm、四周縫製ハトメ加工、ターポリン地インクジェット出力）
- ・ 広報用ビデオ作製（MP4または同等の汎用性の高い形式で作成すること）
当事業の取組などを盛り込んだ啓発ビデオを作成する。

(4) 効果検証業務

受託者は、上記(1)～(3)までの業務において、アンケート調査等を実施し、参加者の意識変化など、事業効果を検証する。

6. 成果品等

- ・ 業務実施報告書（補助金の報告書にて必要となる項目を網羅したもの）
- ・ 本事業で作成した各種原稿データおよび製作品等

※成果品について瑕疵があった場合には、完了検査後であっても、受託者が速やかに補正すること。

7. 業務上の留意事項

- 当事業は、令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）を活用し実施するため、当該補助制度の趣旨を踏まえ業務を行う。
- 打ち合わせや調整等に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

- 本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、委託の範囲を超えて利用してはならない。
- 業務完了後、速やかにデータの破棄を行うこと。
- 業務遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては、三田市個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取り扱いをおこなうこと。
- 契約締結後、疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- 本件のすべての成果品に係る著作権・著作権等の権利は三田市に帰属するものとする。

8. 特記事項

【補助事業の採択について】

本件業務委託に係る国の令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）に採択されなかった場合、選考結果に関わらず、業務委託契約を締結せず、本プロポーザルも無効とする。なお、この場合、市は応募者の損害等に対する賠償を行わない